

令和2年5月19日

保護者 様

倉敷市教育委員会

5月21日（木）からの倉敷市立学校の再開について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、政府の「緊急事態宣言の解除」を受け、5月15日（金）の倉敷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、5月21日（木）からの学校再開が決定しましたので、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。感染症対策につきましては、引き続き、御家庭でも適切に対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 内 容

- ・呉妹小学校は、分散登校を行いません。
- ・5月21日（木）、22日（金）は、午前中のみ授業とし、11時50分一斉下校します。  
※給食はありません。
- ・5月25日（月）から5月28日（木）は通常時程（午後までの時間割）での授業です。  
※給食はあります。
- ・5月29日（金）は、午前中のみ授業とし、11時50分一斉下校します。  
※分散登校を実施する学校に合わせるためです。
- ・5月30日（土）は、登校はしません。  
※分散登校を実施する学校は土曜も登校となります。
- ・6月1日（月）以降は、通常通り授業を行う予定です。

### 2 その他

- ・学校から帰宅後や土日には、不要不急の外出はさけるようお子さまに指導ください。
- ・感染リスクを最小限に抑えるため、マスクの着用を必ずお願いします。
- ・お子さまに発熱があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見てください。（登校しない日においても、上記の場合には、学校への連絡をお願いします。）

#### 4 緊急一時預かりについて

緊急一時預かりは継続して実施しますが、密閉・密集・密接の3密を避けるため、できる限り家庭で過ごすなど自粛をお願いします。真にやむを得ない理由で利用が必要な時は、次のように緊急預かりを実施します。

- ・ 期 間 5月21日(木), 22日(金), 29日(金)
- ・ 預かり時間 11時50分(一斉下校後) ~ 14:00まで(弁当持参)
- ・ 対象者 緊急やむを得ない理由で預かりが必要な児童
- ・ 下 校 保護者の責任で行う
- ・ 申 込 やむを得ず預かりが必要な児童は、最初の利用日に、「利用申込書」(別紙)を提出する。
- ・ 預かり時の持参物 弁当, 水筒, 上靴, 宿題など学習できるもの 等

※発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見てください。

※感染リスクを最小限に抑えるため、マスクの着用を必ずお願いします。

## 一時預かり申込書

### 児童について

学年・クラス（ 年 組）

氏名（ ）

預かりが必要な理由

（ ）

### 保護者について

氏名（ ）

預かり時間中に連絡がつく電話番号

（ ）

### その他

申込時点で分かっている利用しない日

（ ）